

## よくあるご質問

2022年4月19日現在

記載の内容は予告なく改定されることがありますのでご了承ください

### 申請書類に関すること

Q1.免除申請書を書き間違えました。

A1.間違えた箇所を二重線で消し、その上部の余白に正しく記入し直してください。  
(訂正印は不要です)

Q2.免除申請書が複数届いているのは、どうしてですか？

A2.複数の借入をされた場合は、複数の免除申請書を送付しています。  
免除申請は、借入された資金ごとにする必要がありますので、ご注意ください。

Q3.償還免除を申請する貸付が複数ある場合、必要書類（住民票、非課税証明書）は複数必要ですか？

A3.原本1通と、その他はコピーで構いません。

Q4.免除申請書を無くしてしまいました。どうすれば良いでしょうか？

A4.ホームページからもダウンロードできますので、印刷してください。印刷できない場合は、下記の問い合わせ先に御連絡ください。

Q5.住民税の非課税証明書はどのように入手したらよいですか？

A5.お住まいの地域の市町村役場の課税担当にお問い合わせください。

Q6.令和3年度は非課税でしたが、令和4年度は課税でした。  
令和3年度の非課税証明書を提出しても良いですか？

A6.令和3年度の非課税証明書を提出してください。

### 問い合わせ先

〒338-0001 埼玉県さいたま市中央区上落合2-11-27

**埼玉県社会福祉協議会 コロナ特例償還・免除事務担当**

【電話番号】050-2018-1839 【受付時間】平日 9:00～17:00

<https://www.fukushi-saitama.or.jp/site/>